

『大牟田市子ども・子育て応援条例（案）』市民意見対応表

資料1-2
R5.7.27 子ども・子育て会議

NO.	条文	項	寄せられた意見の概要	市の考え方	回答区分
1	2	一	この条例では、祖父母は保護者の一部に含まれるか。 一般的には、祖父母は保護者の一部と見なされることがある。 祖父母は子供の育児や養育に関与し、保護者の責任と役割を果たすことが多い。 この条例における保護者の法的定義や解釈が存在することを考慮する必要がある。	第2条第2号において、「保護者」は子どもを現に監護するものと定義していますので、子どもの育児や養育に関与している祖父母等も保護者に含まれます。	参考
2	4	一	第4条の子どもの権利のところに、①まず、子どもの権利条約の基本原則である第3条の子どもの最善の利益が主として考慮されるものという観点が感じられない。②子どもの権利の基本である「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」が書かれているのはいいと思うが、子どもの権利条約第31条の休息・余暇・遊び、文化的・芸術的生活への参加の権利に全く触れていないのは残念。 子どもたちが健全に育つということは、身体と心がともに健やかに育つことであり、子どもたちの心の育ちの要因は様々あるが、演劇や音楽、書籍などの文化的な生活に参加する権利は欠くことができないと思う。 子ども・子育て応援条例ということではなく、子どもの権利を優先する子ども（の権利）条例の制定を望む。	第3条において、子ども・子育てを応援する基本理念として、「子どもの有する権利を十分に尊重し、子どもの最善の利益を第一に考える」と規定しています。 また、第4条第3号で、子どもは「多様な体験の機会が与えられ、知識や経験を得ながら、自分らしく育つことができる権利」を有すると規定していますので、演劇や音楽等の文化的な生活に参加する権利についてもこの条文に包含されていると考えます。	原案 どおり
3	5	一	第5条第1項、第3項は、子どもに義務を課すような規定であり、応援条例としてなじまないと考える。また、義務規定と捉えた場合、第3項の「社会性を養い、社会の一員として規範を守ること」とした場合の規範の定義やそれを守らなかった時にどう対応するのか疑問が残る。よって第1項は「自らを大切にし、自らの権利について考え、適切な方法で行使すること」、第3項は「遊び及び学びを通して、社会性を養い、社会の一員として責任ある生活を送っていくこと」と変更する必要がある。 この条例は応援条例であるため、「ねばならない」という義務感を感じさせる条文では子ども・子育てに対して関係者は萎縮するのではないか。	第5条では、子どもが成長していくうえで大切にしてほしいことを規定しています。いただいたご意見を踏まえ、義務規定と受け取られないように、第3項の表現を修正します。	修正

NO.	条文	項	寄せられた意見の概要	市の考え方	回答 区分
4	5, 7	一	条例が提案され、子育て世代の方に、「大牟田市には子育てを応援する条例があるので大牟田で子育てをしよう」と思っていただけのではないかと期待を寄せていたが、小さく絞んでしまった。 それは、子育てを応援するとしながら、第5条や第7条に「子どもが大切にすること」や「役割」と称して、子育て当事者である保護者や子どもに責任を転嫁する内容が含まれているからである。 誰かが「この条例を守っていない」と保護者や子どもを特定して言い立てることがあれば、「条例違反者」としてバッシングされる。第1条の目的からは正反対の事態が起こり得るのではないか。第5条と第7条は不要と思う。 「大牟田市では、安心して子育てができ、のびのびと育つことができる」と若い人たちが思えるような条例にしていいただきたい。	児童の権利に関する条約において、「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」とされ、また、こども基本法においても、「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有する」とされていることから、子どもの養育及び発達において保護者の役割は重要であると考え、第7条の規定を設けています。 いただいたご意見を踏まえ、保護者が義務感や負担感を感じないように、第7条各項の条文を修正します。	修正
5	7	一	この条例で必要なのは、保護者の役割ではなく子どもに取り巻く状況に対してのものだと思う。保護者を含めて、安心して子どもが成長していくためには第7条は必要ないと思う。 これを残すのであれば、第1項に「深い愛情と責任を持って接し、子どもを守り育てる」とあるのでこれで十分だと思う。第2項・第3項は削除すべきと思う。		修正
6	7	一	第7条は不要。この条例は応援条例なのであるから、保護者に命じるような内容は非常におかしい。 保護者の子育てに対して、市その他がどのように応援するかのみを明記すればよいのであって、当事者であり応援する対象の保護者に対し、「～するものとする。」といった、役人的命令口調の文章は条例制定者の傲慢を感じる。		修正
7	7	一	第7条第2項 家庭を作る ではなく 環境をつくる に変える 第7条第3項 自らその手本を示すものではなく 愛情を持って育てる に変える 2項、3項は必要ないと思う。		修正
8	7	一	第7条について、「家庭をつくるものとする」や「手本を示すものとする」などといった言葉が持つ「上から目線」にも違和感を覚える。 条例という公的なものが家庭に直接介入することは抑制すべきであり、第7条は撤回あるいは大幅に修正すべき。		修正

NO.	条文	項	寄せられた意見の概要	市の考え方	回答 区分
9	7	一	第7条第1項にて、保護者が子どもを守り育てることができない、しない場合にしない場合に行政が関わるのが困難なケースもあるため、「努める」を入れることが必須と思う。 この条例は応援条例であるため、「ねばならない」という義務感を感じさせる条文では子ども・子育てに対して関係者は萎縮するのではないかな。	児童の権利に関する条約において、「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」とされ、また、こども基本法においても、「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有する」とされていることから、子どもの養育及び発達において保護者の役割は重要であると考え、第7条の規定を設けています。 いただいたご意見を踏まえ、保護者が義務感や負担感を感じないように、第7条各項の条文を修正します。	修正
10	7	一	第7条の保護者の責任論的な文言はいかなものか。 保護者は昨今の経済状況において、共働きをしないと生活できない環境にあると思う。 保護者にこれを言う前に市、県、国は保護者だけでなく全国民がゆとりある働き方、賃金、環境を改善すべき。 まずは親の環境を整え、学校では生徒に目が届く少人数学級制からすべき。		修正
11	7	一	保護者が見て力づけられる内容にしてほしい。 大牟田には子ども支援ガイドブックという先駆的な取組もあるため、第7条を以下のとおり変えてほしい。 第7条(保護者の役割) 保護者は、子どもの気持ち・思いを受け止め、成長に必要な支援をおこなう。 2 子ども支援のために、必要な支援を市等の機関や制度を活用し、子どもの思いをできる限り実現するようにつとめる。 3 そのために、子ども支援ガイドブック等支援の情報を、保護者をはじめ保育士、教職員、関係団体職員等に周知徹底をはかる。 今の7条では本当に困っている保護者の実態をつかんでいない。	いただいたご意見を踏まえ、保護者が義務感や負担感を感じないように、第7条各項の条文を修正します。 なお、大牟田市人権・同和教育研究協議会が作成されている「子ども支援ガイドブック」には、子どもの育ちや学び、子ども支援等に関わる様々な情報が掲載されていますので、本市としましてもこうした資料を活用しながら、子育て支援に努めてまいります。	修正

NO.	条文	項	寄せられた意見の概要	市の考え方	回答 区分
12	7	1	第7条第1項について、「愛情」という主観性のある言葉を書き込むことに違和感を覚える。	子どもは保護者から褒められたり、愛情を伝えられたりすることで、安心感が得られ、自己肯定感が育まれます。このため、第7条第1項では保護者が愛情を持って子どもと接することを規定していますが、愛情の度合いを評価するのは難しいのではないかというご意見を踏まえ、表現を修正します。	修正
13	7	1	第7条第1項について、愛情の深さに対する一般的な尺度はなく、何を持ってその度合いを評価するのか、あまりに漠然とし抽象的な内容である。 また、ステップファミリーのようにパートナーの連れ子に対して愛情が薄いながらも保護者として日々努力しているようなケースもある。 深い愛情を持てない保護者のあり方を認めないような内容は問題がある。		修正
14	7	2	第7条第2項にて、保護者の状況は多岐にわたっており、ケースによっては現実と乖離している状況（家庭での療育が困難なケースなど）がある。よって、「保護者は、必要に応じて市、学校等、地域住民、事業者等の支援を活用しながら、子どもが安心して生活することができるような家庭環境の整備に努めるものとする」とした方がよいと考える。 西東京市子ども条例では、第3条第2項で「保護者は、子育てについて、児童の権利条約に規定する第一義的な責任を負うことを自覚し、必要に応じて市、育ち学ぶ施設の関係者等の支援を活用しながら、子どもが健やかに育つよう努めるものとしします。」と規定されていて参考になると思う。	家庭は子どもが成長・発達するうえで基盤となる居場所であるという認識のもと、第7条2項の規定を作成しましたが、ご意見のとおり、家庭での養育が困難な場合もあるため、表現を修正します。	修正
15	7	2	第7条第2項に「保護者は、子どもが安心して生活することができる家庭をつくるものとする」とあるが、この文言は保護者にとってはつらいかもしれない。それぞれ精一杯努力していると思うが、長時間・低賃金で働きながら子育てしている方もいる。「生活することができるようにする」などの表現に変えた方がいいと思う。		修正

NO.	条文	項	寄せられた意見の概要	市の考え方	回答 区分
16	7	2	第7条第2項にて、「保護者は、～家庭をつくるもの」と言われると重圧感を感じる。子どもが安心して生活することを願わない保護者はいないが、努力しても難しいこともある。「安心して生活することができるよう心掛ける。環境を整備する」などの表現に変えた方がよい。	家庭は子どもが成長・発達するうえで基盤となる居場所であるという認識のもと、第7条2項の規定を作成しましたが、ご意見のとおり、家庭での養育が困難な場合もあるため、表現を修正します。	修正
17	7	2	若者人口が急激に減少する2030年代に入るまでに少子化対策をしないと大変なことになると思う。若者や子育て世代の所得を伸ばし、安心し、将来に希望を持つことができるような社会環境を作っていくことが必要だと思う。 子ども（親子）で遊ぶ場の確保（大牟田の色々な公園が荒れている）、教育費・医療費など経済的負担の軽減、給食費の無償化など子ども・子育てを支援する温かい目線でとり組んでほしいと思う。 第7条第2項 家庭をつくるもの → 生活することができる環境を整えらと変えてもらうよう検討してほしい。		修正
18	7	2	第7条第2項「保護者は子どもが安心して生活することができる家庭をつくるものとする」の「家庭」と断定していることに違和感を覚える。 もう少し違う文言で対応できないか。		修正

NO.	条文	項	寄せられた意見の概要	市の考え方	回答 区分
19	7	3	第7条第3項にて、「保護者は、子どもに基本的な生活習慣や社会規範を身に付けられるように、自らその手本を示すものとする。」と保護者の責務を強要するよりも、「子どもの健やかで豊かな人間性を育むよう努めるものとする。」というように子どもの人間性を育むようにかつ表現を柔らかくした方がいいと思う。	第7条第3項では、保護者は、子どもが社会の一員として生活していけるように育んでいくことを規定しています。いただいたご意見を踏まえ、多様な働き方や価値観等に配慮するとともに、保護者が義務感や負担感を感じない表現に修正します。	修正
20	7	3	第7条第3項は、保護者の生活への不当な介入と受け取れる規定であってそもそも削除した方がよいと考える。 それが困難であるならば、民法821条で「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」と規定されたことを踏まえ「保護者は、子どもが主体的で責任ある市民へと成長していけるよう、子どもの人格を尊重し、その年齢及び発達の程度に配慮しながら、必要な支援に努めるものとする」とした方がよいと考えます。		修正
21	7	3	第7条第3項にて、「保護者は、～自らその手本を示すものとする」という文言に強い拒否感を覚える。配慮してほしい。		修正
22	7	3	第7条第3項にて、「保護者は、～自らその手本を示すもの」というのも強制的に感じる。保護者に社会規範を子どもに示すよう強いと、その責任感から虐待につながる可能性があるため、「ありのままの子どもを受けとめながら、愛情を持って育てること」などの表現に変えた方がよい。 子どもが子どもらしく育っていけるような大牟田市をつくってほしい。		修正

NO.	条文	項	寄せられた意見の概要	市の考え方	回答 区分
23	7	3	若者人口が急激に減少する2030年代に入るまでに少子化対策をしないと大変なことになると思う。若者や子育て世代の所得を伸ばし、安心し、将来に希望を持つことができるような社会環境を作っていくことが必要だと思う。 子ども（親子）で遊ぶ場の確保（大牟田の色々な公園が荒れている）、教育費・医療費など経済的負担の軽減、給食費の無償化など子ども・子育てを支援する温かい目線でとり組んでほしいと思う。 第7条第3項 自ら手本を示すもの → 愛情を持って育てることと変えてもらうよう検討してほしい。	第7条第3項では、保護者は、子どもが社会の一員として生活していけるように育ていくことを規定しています。いただいたご意見を踏まえ、多様な働き方や価値観等に配慮するとともに、保護者が義務感や負担感を感じない表現に修正します。	修正
24	7	3	保護者は自らその手本を示すものとあるが、子育てが保護者だけの責任にあると言われてるように受け取れる。まじめな人ほどこれを聞くと自分を追い詰めてしまうのではないか。子育ては、地域や保護者、子どもにかかわるすべての大人と一緒に子どもを真ん中に行うものではないのか。		修正
25	7	3	第7条について、基本的な生活習慣とは「朝早く起きて、夜早く就寝する」といったステレオタイプの生活習慣のことだけを定めているのではないか。 行政が何かひとつの価値観を定めて、それを保護者や子どもに強要するような内容や多様な親子のあり方を否定するスタンスには明らかに問題がある。		修正

NO.	条文	項	寄せられた意見の概要	市の考え方	回答 区分
26	9	3	第9条第3項「地域住民は、子育てへの関心と理解を深め、子育て家庭を応援するよう努めるものとする」の文中、「子育てへの関心」は不要。「子育てへの理解」だけでよい。余計で過剰に走る虞もある「関心」は不要。 余計なお節介はしないほうがよい。その意味で、「子育て家庭を応援するよう…」も、「子育て家庭の求めに応じて応援するよう…」と書き直すべき。 余計な干渉に走らず、子どもの求め、保護者の求めに対応することが「応援」の原則だと考える。	本市では、放課後や休日に子どもたちが自由に集まって、思い思いに過ごしたり、遊んだりできる子どもの居場所が開設されています。こうした居場所は、地域住民やPTAの皆さんがボランティアスタッフとして運営されています。また、いじめや虐待の防止・早期発見には地域住民の気づきや見守りが必要です。こうした活動や見守りの輪を広げていくためには子育てへの「関心」を高めていくことが重要だと考えます。 また、ご意見のとおり、子育て家庭に対し、過剰な干渉は望ましくないと考えますが、一方で、自分からは支援や助けを求めることが難しい場合は周囲からの気づきやサポートが重要になると考えます。 このため、第9条第3項については原案のとおりとさせていただきます。	原案 どおり
27	5, 7, 9, 10	—	子どもや保護者、地域住民、事業者に「努めるものとする」という努力義務を課すことに違和感がある。 そのうち、子どもについて、大切にしたいことがあるのであれば、それは子どもへの努力義務ではなく、自発的に大切にもらえるような環境や仕組みを用意することが大人側の役目だと思う。 保護者に役割を規定することで、保護者自身が重圧に感じる場合や規定された役割以上のことをしなくてよい等の分断が生まれると思う。 現代の保護者は共働きも多く、手一杯の印象。努力義務を課されることに自分自身抵抗がある。「子育ての中心である保護者を支援する」ことを徹底した条文にすべき。 地域住民や事業者についても能動的な動機がある人に対してしっかり支援していくといった条文にして欲しい。 大牟田市で生活すれば安心して子育てでき、子どもがのびのびと生活ができるということが読み取れる条例にして欲しい。	ご意見のとおり、本条例が目指すまちづくりを進めていくためには、子どもや保護者、地域住民、事業者による自発的な行動・取組が重要です。条文に規定しております内容が実践されていくよう、本条例の周知・啓発に取り組んでまいります。 また、保護者の役割につきましては、児童の権利に関する条約において、「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」とされ、また、こども基本法においても、「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有する」とされていることから、子どもの養育及び発達において保護者には大きな役割があると考えます。 一方で、保護者は、周囲からの支援や協力を得ながら、子育てを行っていく立場でもあります。 こうした子どもを支える立場と、周囲から支えられる立場の両面があることを踏まえて、第7条を修正します。	修正

NO.	条文	項	寄せられた意見の概要	市の考え方	回答 区分
28	7, 8	—	第4条に子どもの権利として、子どもの権利条約にある4つの基本の権利が書かれていることは大変いいと思う。子ども自身が自分を大切にするためには、大人の関わりが大変重要になると思う。 また、第5条には子どもが大切にすることも明記してある。第1項は特に大切だと思う。 そこで、第7条の保護者の役割や第8条の学校等の役割には、子どもの意思を確認したり、決定までのプロセスに子どもをかかわらせること、また、子どもが自分の権利を知ることができるような場を設けること等を明記することが必要なのではないか。 この点を省いては、子どもが身体的には大切にされても、ひとりの人間として大切にされているとは感じられず、他人を大切にしようとは思わない、いじめや虐待は無いならないと思う。 全体的に第7条や第8条は観念的で具体性に欠けているので、この条例が施行されても具体的に何をすればいいか分からないと感じる。 是非、具体性を持った条例にしてほしい。 別の形でも具体的な形のをまずは、教育の現場から始められるようにしてほしいと思う。	第3条において、子ども・子育てを応援する基本理念として、「子どもの有する権利を十分に尊重し、子どもの最善の利益を第一に考える」と規定しています。 また、第4条第4号において、子どもは「自分が関わる事柄について、意見を述べること及び参加することができる権利」を有すると規定しています。 このため、市や保護者、学校等、地域住民、事業者は、こうした子どもの権利を十分尊重しながら、それぞれの責務や役割を果たしていくものと考えます。	参考
29	7, 8, 9, 10	—	こどもの権利条約も基本に据えて、こども・子育て応援条例を立案されているのは素晴らしいと思った。 1点、7, 8, 9, 10条は保護者、学校等、地域住民、事業者の役割を規定した条文で、その何れにおいても子どもの意見を反映させるという事が書かれていない。特に学校等における子どもの参加する権利について抜けているのは残念。 子どもの権利条約を批准したときの文部大臣が、ほとんど教育法規の修正を行わないまま批准したので、簡単ではなかったのだろうと推察しているが、何らかの形で子どもの参加する権利を書き込んでいただけるとありがたいと思った。		参考